

今月のテーマ

E U から学ぶ家づくりⅡ『高気密・高断熱』

高気密・高断熱の住宅は、快適な住まいの条件として重要な要素です。

E Uで数多く建てられている高気密・高断熱の住宅。今後の日本の住まいづくりにも取り入れていくべき条件ではないでしょうか。

■ 高気密・高断熱であるメリット

E Uでは住宅の省エネを数値化しなくてはなりません。省エネ基準に則った住宅でないと価値も低くなってしまいます。また、住宅の長寿命化についても工夫が多く、新築・中古住宅を問わず、かなり高気密・高断熱です。また、太陽光パネルや地熱利用などの自然エネルギーを利用する設備等の技術も進んでいます。しかし、それらをそのまま日本に持ってきて、気候や風土が違うので快適な住宅は出来ませんし、南北に長い日本列島では南と北とで気候条件が大きく異なりますので、それぞれに適したアレンジが必要です。

E Uの中でも特に北に位置する地方は、自然のエネルギーをうまく利用していると思います。そのひとつが太陽からの光(熱)を蓄熱する考え方です。昼間降り注ぐ太陽からの熱を壁面などにため込んで、夜間の暖房に使う考え方です。また、部屋の気密性・断熱性能を上げるための気密シートや、断熱材もよく考えられ、環境に優しい材料が使われています。国策として

環境に取り組んでいるのがよくわかります。

さて、快適な住まいとはどのような条件が必要かを考えてみましょう。まず一つに、高気密・高断熱があります。メリットといえば、しっかりと気密され、断熱された住宅ではどの部屋でも温度が一定し、年中快適に暮らせます。脳卒中による死亡者のデータを見ると、気温の低い長野、秋田、岩手、群馬が多くなっています。しかし、北海道は寒い地域にもかかわらず鹿児島よりも低くなっています。これは、北海道が非常に寒いことにより、住宅に寒さ対策が考えられているからにほかなりません。寒い時期は住宅の中の温度差が激しくなる傾向にあります。たとえば居間は25°Cあつても、トイレやお風呂、またそこにつながる廊下は5°C程度で非常に寒く、実に温度差は20°Cになります。これでは、暖かい部屋から冷蔵庫の中に入るように体もついていきません。

この状態で脳卒中になることを「ヒートショック」といいますが、家屋全体を適正な温度にする工夫があれば、ヒートショ

ックによる脳卒中の発生は少なくなります。この快適性能を実現するためには、温度差を小さくしなくてはなりません。空気は暖められると上昇しますが、高気密・高断熱の住宅は、暖房で暖められた熱が逃げにくく、部屋中の温度差があまりありません。家屋全体を暖めるというと無駄なエネルギーを使い、省エネではなくなると思われる方がいるかもしれません

が、建物の外部に面す壁や窓を高気密・高断熱にすることにより、少ないエネルギーで家屋全体が温まる状態となります。また、高齢者にとっても、家屋全体が暖かければ行動範囲が広がり、体を動かす機会も増えてきます。部屋の暖かさは、容量



壁面・天井カットモデル オーストラリア



高気密・高断熱 集合住宅

6

2010 June

社会問題・環境問題
に目を向けよう!

旧暦6月を「水無月」と呼びます。梅雨なのに水が無い月とは不思議だと思いますが、梅雨で天の水が無くなってしまう月といつた説もあるようです。1年における前半戦の締めくくりの月ですが、政治は混迷を極め、経済もバッとした梅雨が控えていますが、衣替えで心機一転、夏に向けて元気で明るく進んでいきたいものです。

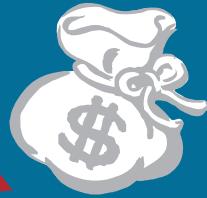
2010年6月発行
発行:前田由紀夫
編集:(株)パビルス
株式会社円昭HP
<http://www.enshow.com>



知識の泉

今号のテーマ

“大口資産家と超大口資産家についての税務署マニュアル”



民間同様に税務署にも事務マニュアルがあり、そのマニュアルが開示されました。情報公開法に基づく開示請求制度があり、国は公にすることにより業務に支障を及ぼすおそれがある等でなければ、公開しなければならないからです。しかしところどころに「黒い塗りつぶし」があります。業務に支障を及ぼすおそれがある部分なのです。「個人課税事務提要(事務手続編)」を見てみました。塗りつぶしもところどころにあります。いろいろ見えてきます。

■大口資産家等の管理

大口資産家抽出基準を国税庁がシステムに入力し、そこに所得税等の情報が送られ、税務署は大口資産家選定基準該当者名簿を出力します。この名簿から大口資産家が選定され、各税務署ごとの大口資産家管理簿が作成されます。大口資産家の選定は次の資料等から作成されます。

(1) 大口資産家選定基準該当者名簿 (2) 申告所得税に係る申告書及び調査議決書 (3) 財産及び債務の明細書並びに所得の明細書 (4) 個人調査ファイル (5) 高額譲渡者カード (6) 譲渡(山林)調査書 (7) 相続税贈与税法人税に係る申告書及び調査議決書 (8) 超大口資産家等の管理簿書 (9) 市区町村の

固定資産税台帳及び名寄せ帳 (10) 資産異動資料探査情報資料等。更に住民登録や人事興信録も用意されます。税務署には様々な資料が蓄えられているのです。(3)の財産及び債務の明細書は、所得2000万円超の年に提出を求められるものです。これは土地の譲渡のあった年等に限られることが多く、そのときには将来の相続税調査のことなど考えませんから、見本通りに様々な資産について詳細に記入して提出します。ずっと後にその本人が亡くなり相続税調査となったときには、財産についての書類が提出されていたことを相続人はもはや知りません。「超大口資産家」として別管理されている資産家が存在することも分かります。ここでは例えば新聞切抜資料等も延々と何十年に渡り蓄積され続け、相続税調査の際に大昔の切抜資料をもとに調査がされます。「超大口資産家の特別関係人については…」なんていう文言までマニュアルにありました。

■重点管理対象者の選定

大口資産家のうち保有資産の収益性、流動性が高い者等、高密度の管理を行う必要があるものは重点管理対象者に選定されます。株式等で流動性が高い資産家は選定されるのでしょうか。

■大口資産家等の入力

大口資産家はコンピューターシステムに入力されます。「態様」「選定区分」「金額等」を入力するとあり、「選定区分」は6種類あるそうです。「重点管理該当区分」というのがあるようですが、他にどんな区分かはマニュアルからは不明でした。

■調査困難事案の管理

言わば「あやしい案件」について選定し継続管理します。残念ながらその選定基準は「黒い塗りつぶし」されています。この「塗りつぶし」につき「開示しろ」との不服申し立てがなされました。内閣府の情報公開審査会は次の決定をしています。「本件不開示部分には国税当局が継続的に管理する必要のある納税者の定義及び具体的な選定基準が記載されていると認められる。当該部分を公にした場合には、例えば、基準に該当する納税者のうち一部の者が所得税の調査を予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。したがって、不開示とすることが相当である。」

バードレポート

コ・ラ・ム レバレッジ効果

他人資本を使うことによって、自己資本のみよりも高い利益率を上げることをいいます。他人資本(=デット)に支払う利率が総資本(自己資本+他人資本)から得る利益率よりも低ければ、自己資本(=エクイティ)に対するリターン(利回り)は他人資本を使わない場合に比べて高くなります。このようにして生じる効果が梃子の力学に似ていることから、レバレッジ効果といわれています。もちろん、リターンを高めることができると同時にリスクも大きくなります。つまり、他人資本に対しては利益に関係なく利子を支払う必要があり、元本の返済義務も負います。不動産証券化においても、投資対象不動産の買収資金等の調達に当たって、出資(=エクイティ)と借り入れ(=デット)を組み合わせることによって、出資者がより高い配当を得ることができるよう工夫されることが多いのです。これもレバレッジ効果の活用例となります。

お勧めの一冊 日本語の作法

著者:外山滋比古
出版社:新潮社文庫 ¥420(税込)



外山滋比古と言えば「思考の整理学」が書店で高く積まれています。なんとこの本は1983年の作品ですから、28年前の作品です。今でも東大生、京大生が最も読む文庫本として有名です。そして今回とり上げたのは、「日経ビジネス アソシエ」に連載された最新のエッセイ集です。早々と文庫本になって登場です。正しい日本語とはいってどんなものなのか、普段使っている言葉、「日本語」を考えさせられます。たかが、あいさつ、されどあいさつなのです。一人前の教養のある日本語を身につけなければ一人前の人として認められない、現代人に苦言を呈する一冊です。



チャレンジ25 キャンペーン <http://www.challenge25.go.jp/>

株式会社円昭のスタッフは6つのチャレンジを実行します。

Challenge1
エコな生活スタイルを選択しよう

Challenge2
省エネ製品を選択しよう

Challenge3
自然を利用したエネルギーを選択しよう

Challenge4
ビル・住宅のエコ化を選択しよう

Challenge5
CO₂削減につながる取り組みを応援しよう

Challenge6
地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

株式会社 円 昭

〒466-0031
名古屋市昭和区紅梅町3-4-2
TEL: 052-841-2701
FAX: 052-841-4301
mail@enshow.com
<http://www.enshow.com>